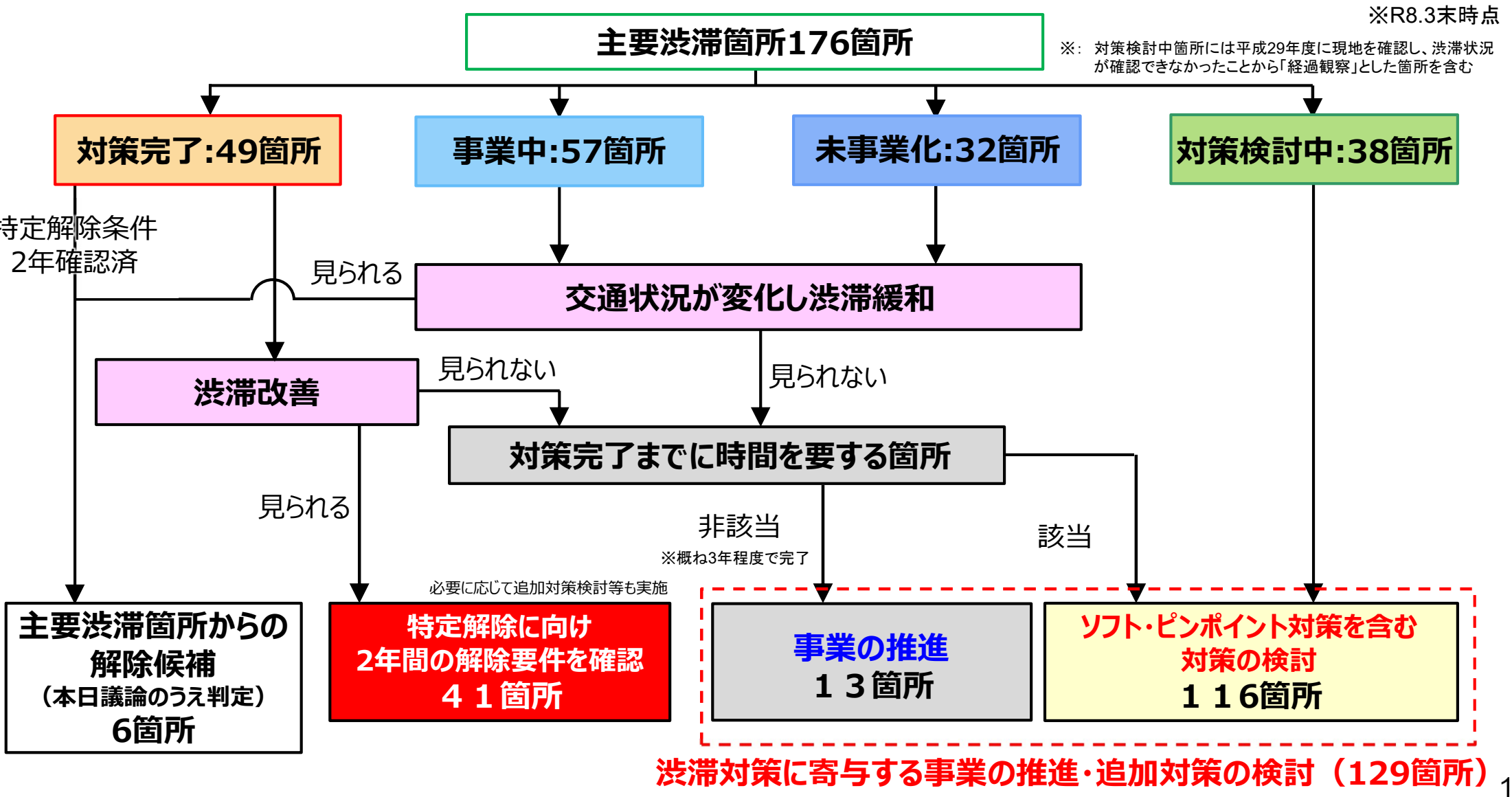


今年度の渋滞対策検討の進め方

令和8年8月24日

1. 今年度の対策検討の流れ

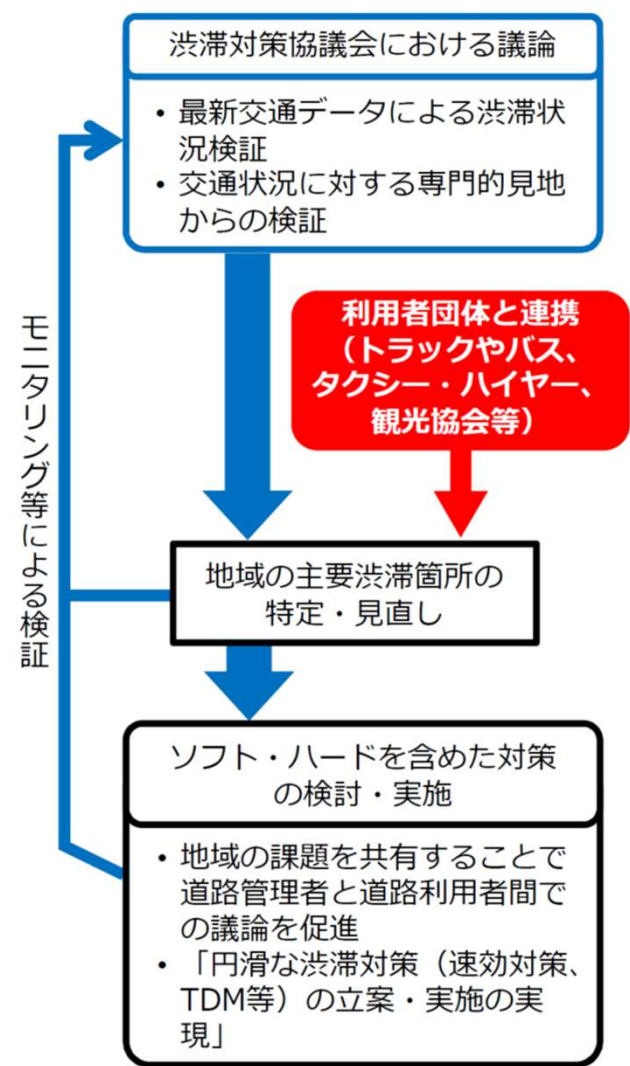
- 平成24年度に選定された主要渋滞箇所については全ての箇所で行った上で対策検討を終えており、各管理者において「事業化の推進」および追加対策を含む対策検討を進めている。
- 引き続き、渋滞改善の見られない箇所、早期に実施できる対策が立案されていない129箇所に対して渋滞改善に寄与する事業の推進と、追加対策の検討を行っていく。



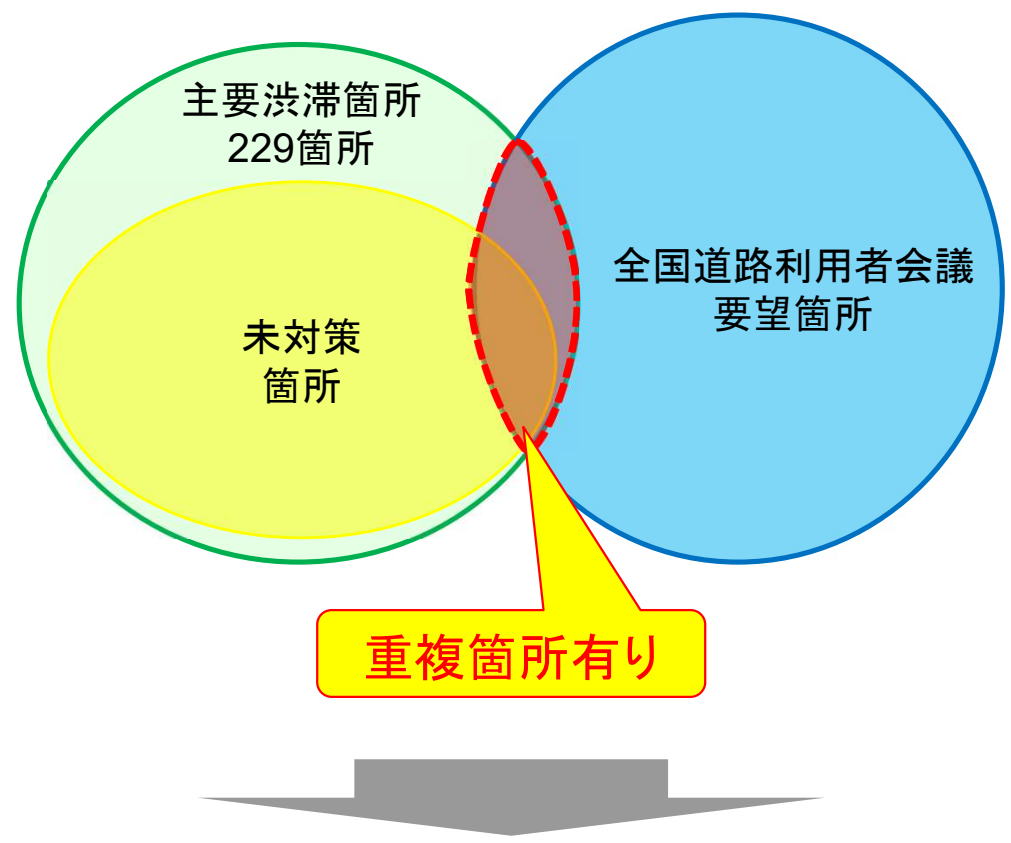
2. 全国道路利用者会議からの要望対応

➤トラックやバス事業者等で構成される全国道路利用者会議と連携し、全国道路利用者会議から提出された「道路整備促進に対する要望書」の中に挙がっている渋滞箇所を参考にしながら、対策実現に向けた検討を引き続き実施していく。

＜トラック・バス等の利用者団体との連携について＞



＜全国道路利用者会議からの要望箇所への対応＞

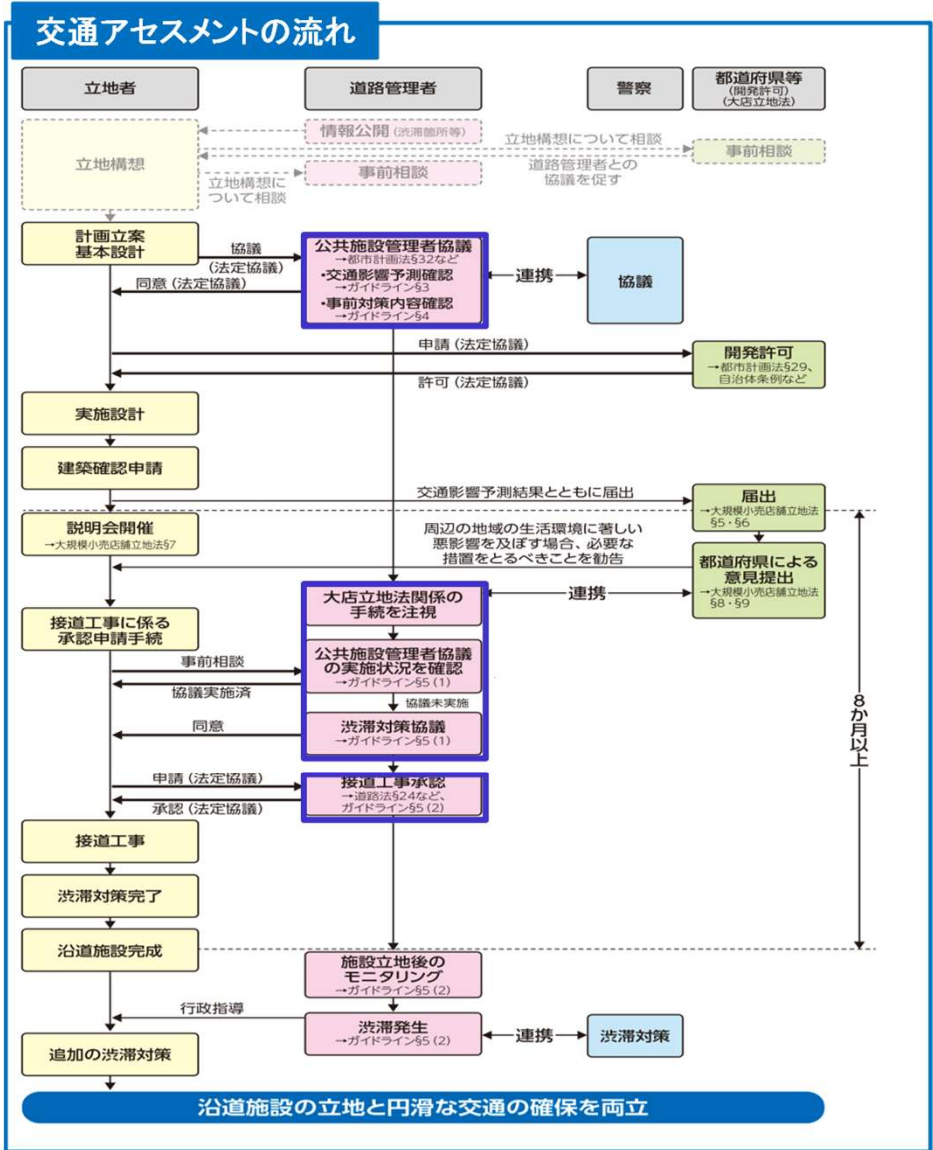


道路利用者会議の意見を参考にしながら、事業化の推進および対策検討の実施、新規追加箇所を検討

出典：令和8年度 近畿地方整備局予算について
（令和8年4月 国土交通省 近畿地方整備局）

3. 道路交通アセスメント制度の運用について

- 令和2年1月より、重要物流道路における円滑な交通の確保を図るため、施設立地者に対して、道路交通アセスメントの実施を求める「道路交通アセスメントガイドライン」の運用を開始。
- 協議の輻輳等により立地者に過度の負担が生じないように適切な運用を図るため、自治体等と道路管理者が密に連携し、自治体関係部局や関係業界の事業者等との協力により効果的な渋滞対策を講じるとともに、立地後はWGも活用したモニタリングを推進する。



ガイドラインの概要

[対象施設]
重要物流道路(直轄)の沿道に立地を予定している施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる全ての要件を満たすもの。
(1) 次のア又はイに掲げる条件のいずれかに該当するもの
ア 小売業を行うための店舗(店舗面積1,000㎡を超えるもの)
イ 当該施設の延床面積が20,000㎡以上のもの(集合住宅を除く。)
(2) 立地に際し、都市計画法第32条、条例等に基づき、道路管理者に対する協議(法定協議)が必要とされていること
(3) 半径2km以内の重要物流道路上に主要渋滞箇所が存在すること
(4) 立地に際し、道路法第24条に基づく乗入れ工事の承認申請を予定しているもの

[交通影響予測]
対象施設の法定協議において、施設規模を踏まえて適切な予測手法により交通影響予測を実施し、結果を提出。

[渋滞対策]
交通影響予測の結果、予測範囲内の重要物流道路上の主要渋滞箇所において交通流の悪化が認められる場合や、新たな渋滞箇所の発生が認められた場合は、所要の渋滞対策を実施。

[乗入れ工事の承認申請時]
対象施設に係る乗入れ工事の承認申請時には、法定協議が実施されていること(同意していること)を確認。万一、法定協議を実施していない場合には、協議を実施し、申請者と道路管理が合意したのちに承認

[乗入れ工事の承認時]
承認を行う際、対象施設の立地後に渋滞等が生じた場合には、更なる渋滞対策を講じる必要がある旨を文書で付記。

[対象施設の立地後の対応]
立地後、交通状況の悪化が生じていないか確認し、悪化している場合には、協議の上、所要の渋滞対策を実施。

[関係機関との連携]
計画立案の初期段階から適切に協議が行われるよう、自治体担当部局など関係機関との連携を強化。

[渋滞箇所等の情報公開]
立地者が施設立地箇所の検討段階から渋滞箇所等の情報を参照できるよう情報公開に努める。

4. 今年度のスケジュール(案)

兵庫地区渋滞対策協議会

【令和8年8月24日】 ※本日

兵庫地区渋滞対策協議会

- ・主要渋滞箇所の特設解除
- ・今年度の渋滞対策の進め方

必要に応じて幹事会、第2回渋滞対策協議会を開催

地域検討ワーキンググループ

【令和8年9月以降】

令和8年度第1回
地域検討WG

令和8年度第2回
地域検討WG

合同現地検討会

令和8年度第3回
地域検討WG